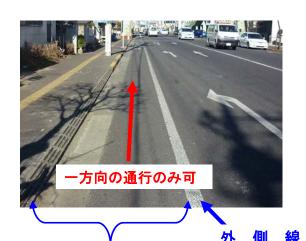
自転車はどこを走るの?

自転車は、歩道と車道の区別のあるところでは『車道の進行方向左側を通行する』のが原則です。

◎歩道がある場合



この部分も車道です。自転 車で走行するときは、車道の 進行方向(一方向)の左側を 通行しましょう。

◎歩道がない場合



路側帯がある場合は、進行方向(一方向) の左側の路側帯を通行することができま す。歩行者の通行を妨げないような速度と 方法で通行しましょう。

◎自転車専用の通行帯



ヘルメットは、交通事故や 転倒などによる頭部への被害 を軽減し、車の運転手に自分の 存在を気づかせるために有効 です。自転車を運転する際は、 必ず自転車用ヘルメットをか ぶりましょう。





『普通自転車の歩道通行可』の標識

・自転車は歩道を通ることができます。■

・ただし、車道寄りを徐行しなければ ならず、歩行者の通行を妨げるような 場合は一時停止しなければなりません。





「路側帯」です。

☆その他、自転車の運転手が児童、幼児、70歳以上の者又は車道通行 に支障がある身体障がい者であるときや、車道又は交通の状況に照らし て通行の安全を確保するために、自転車が歩道を通行することがやむを 得ないときは、自転車は、徐行して歩道を通行することができます。

『普通自転車の

歩道通行可』の標識





自転車が通行すべき 部分として指定されてい る場合は、その部分を徐 行して通行しましょう!

自転車横断帯』の標識





あるときは、必ずここを通行しまし

宇都宮市 生活安心課